

第13章. 電気通信章

1. 電気通信章の概要

公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用に関する措置等のサービス貿易一般協定（G A T S）電気通信附属書と同種の規律の他、競争条件の確保のためのセーフガード、主要なサービス提供者との相互接続等のG A T S第四議定書と同種の規律、国際移動端末ローミング及び再販売等の電気通信分野に係る貿易促進のための規律等を規定。

2. 主要条文の概要

○公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用（第13. 4条）

各締約国は、他の締約国の企業が、合理的であり、かつ、差別的でない条件で、自国の領域内で又は自国の国境を越えて提供される公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用ができるることを確保すること等を規定。

○公衆電気通信サービスのサービス提供者に関する義務（第13. 5条）

各締約国は、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し相互接続を要求する権限を与えること、自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、質及び信頼性を損なうことなく、一定の条件の下で番号ポータビリティを提供することを確保すること、及び自国の領域において設立された他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者が、差別的でない原則で電話番号の使用が認められることを確保すること等を規定。

○国際移動端末ローミング（第13. 6条）

締約国は、国際移動端末ローミング・サービスに関して、透明性のある、かつ、合理的な料金となるよう促進することについて協力すること等を規定。

○公衆電気通信サービスの主要なサービス提供者による待遇（第13. 7条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、一定の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保することを規定。

○競争条件の確保のためのセーフガード（第13. 8条）

各締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者（単独又は共同で自国の領域内の主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持することを規定。

○再販売（第13. 9条）

いずれの締約国も、公衆電気通信サービスの再販売を禁止してはならないこと、各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、再販売サービスの提供について、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者によるネットワーク構成要素の細分化（第13. 10条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、細分化された形で、かつ、一定の条件の下で、公衆電気通信サービスを提供するためのネットワーク構成要素へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自国の電気通信規制機関その他の適切な機関に与えること等を規定。

○主要なサービス提供者との相互接続（第13. 11条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスの提供者の設備及び機器との相互接続を一定の条件の下で提供することを確保すること、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、接続約款等により相互接続する機会を提供することを確保すること、及び自国の領域内の主要なサービス提供者との相互接続の交渉に適用される手続を公に利用可能なものとすること等を規定。

○主要なサービス提供者による専用回線によるサービスの提供及び価格の決定（第13. 12条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、他の締約国のサービス提供者に対し、合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金等に基づき、専用回線によるサービスであって公衆電気通信サービスであるものを提供することを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者によるコロケーション（第13. 13条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締

約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、合理的であり、かつ、差別的でない条件及び料金（原価に照らして定められるもの）に基づき相互接続等に必要な機器の物理的コロケーションを提供することを確保すること等を規定。

○主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権へのアクセス（第13. 14条）

各締約国は、自国の領域内の主要なサービス提供者が、自国の領域内の他の締約国の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該主要なサービス提供者が所有し、又は管理する柱、管路、とう道及び線路敷設権等へのアクセスを合理的であり、差別的でなく、透明性があり、及び技術的に実行可能な条件及び料金に基づき提供することを確保すること等を規定。

○国際的な海底ケーブルシステム（第13. 15条）

各締約国は、自国の領域内の国際的な海底ケーブルの陸揚局を管理する主要なサービス提供者が、他の締約国の公衆電気通信のサービス提供者に対して、当該陸揚局へのアクセスを提供することを確保することを規定。

○独立の規制機関及び政府による所有（第13. 16条）

各締約国は、自国の電気通信規制機関が、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者からも分離され、かつ、いずれの公衆電気通信サービスのサービス提供者に対しても利害を有しないことを確保すること、いずれの締約国も自国の領域内の公衆電気通信サービスのサービス提供者に対し、当該サービス提供者が当該締約国の政府に所有されていることを根拠として、他の締約国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも有利な待遇を与えてはならないこと等を規定。

○ユニバーサル・サービス（第13. 17条）

各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスに関する義務の内容を定める権利を有すること、ユニバーサル・サービスに関する義務が一定の態様となるよう確保すること等を規定。

○免許の手続（第13. 18条）

各締約国は、公衆電気通信サービスのサービス提供者に免許を要求する場合には、当該免許に係る基準及び手続等が公の利用可能性を確保すること、並びに申請者の要請に応じ、申請者が免許の取消し等の理由の教示を受けることを確保することを規定。

○希少な資源の分配及び利用（第13. 19条）

各締約国は、周波数等の電気通信の希少な資源の分配及び利用のための手続を、差別的でない等の態様で運用すること等を規定。

○執行（第13. 20条）

各締約国は、本章の一部の規定に基づく義務に関する締約国の措置を執行する権限を自国の権限のある当局に与えることを規定。

○電気通信に関する紛争の解決（第13. 21条）

各締約国は、企業が電気通信規制機関その他の関連する機関に対し、本章の一部の規定に基づく事項に係る当該締約国の措置に関する紛争を解決するため、申立ての手段を有すること、当該電気通信規制機関の決定について当該規制機関その他の関連する機関に対して再検討を申し立てができるることを確保すること等を規定。

○透明性（第13. 22条）

各締約国は、自国の電気通信規制機関が規制のための案に対する意見を募集する場合において、当該規制機関が当該案を利害関係者に入手可能なものとすること等を確保すること、公衆電気通信サービスに関する自国の措置を公に入手可能なものとすること等を確保することを規定。

○技術の選択における柔軟性（第13. 23条）

いずれの締約国も、公衆電気通信サービスのサービス提供者が自らのサービスの提供を行うために利用することを希望する技術を選択することを妨げてはならないこと等を規定。